

厚生労働省発総 1120 第 4 号  
平成 21 年 11 月 20 日

内部部局長  
社会保険庁総務部長

殿

厚生労働省大臣官房長  
( 公 印 省 略 )

### 特例民法法人の内部留保の水準の適正化等について

特例民法法人の内部留保の水準については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「運用指針」という。)に基づき、指導監督を行っているところである。

一方で、内閣府が実施している特例民法法人概況調査や会計検査院発表「各府省所管の公益法人に関する会計検査の結果について(平成21年10月)」によると、当省所管の特例民法法人の中には、依然として内部留保の水準が著しく高い状況となっている法人も見受けられ、大変遺憾な状況にある。

こうした状況を踏まえ、今般、厚生労働大臣の指示により、当省所管の特例民法法人に対し、下記の取扱いを実施することとなったので、貴職におかれては、所管の特例民法法人への指導を徹底するとともに、その事務処理に遺漏なきよう十分配慮されたい。

また、大臣官房地方課長及び社会保険庁総務部長におかれては、厚生労働大臣の権限が委任されている各都道府県労働局長及び各地方社会保険事務局長に対し、各都道府県労働局及び各地方社会保険事務所の所管特例民法法人について同様の措置を講じるよう指示されたい。

なお、後日、下記事項の取組の状況や結果について、報告を求めることとしているので、ご留意願いたい。

また、国(他府省を除く。以下同じ。)から補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の適用を受ける経費をいう。以下同じ。)を受けている法人であって、直近の決算において、内部留保率が30%を超過している法人については、平成22年度以降、内部留保率超過相当額の国からの補助金等の支出を行わないことを基本として、年末までの間に、「平成22年度予算概算要求に向けた事業見直し等によるコスト削減プロジェクトチーム」において、個別に検証を行うこととしている。併せて、独立行政法人(他府省所管独立行政法人を除く。以下同じ。)から、法人あてに支出される補助金等に相当する経費についても、上記の国に

おける補助金等支出の検証を踏まえ、独立行政法人に対し、同様の考え方による対応を行うことについて要請することとしているので、予めご承知置き願いたい。

## 記

### (内部留保の水準の適正化について)

1 所管の特例民法法人の内部留保の水準が当該法人の直近の決算において30%を超えている場合、平成22年3月末までに、基本財産への繰入れ、公益事業の拡大、法人の目的に合致した団体への寄附等により、超過分の解消を図るよう指導すること。

また、これらの実効性を確保する観点から、内部留保の水準が当該法人の直近の決算で30%を超える所管の特例民法法人に対しては、平成22年3月末までの具体的な超過分の解消方法を内容とする「改善計画書」の提出を求めること。

ただし、内部留保額が小規模であり、法人の財務状況に鑑みて解消することが著しく困難である場合、内部留保として保有している資産の種類によっては直ちに売却することにより著しい損失が生じる場合等やむを得ない理由により超過分の解消が困難な場合については、「理由書(改善予定時期を含む。以下同じ。)」の提出を求め、所管部局において厳正に審査し、官房総務課と協議すること。

2 1の改善計画書及び理由書の提出を行わない法人又はこれらの内容が不十分な法人に対しては、平成22年3月末までに臨時の立入検査を実施し、改善勧告等の指導を行い、改善計画書又は理由書の提出を求めること。

3 1の取組の結果、平成22年3月末までに、改善計画書を提出したものの超過分の解消が図られない法人に対しては、平成23年3月末までに臨時の立入検査を実施し、改善勧告等の指導を行うこと。

### (公益事業基金の適正化について)

4 内部留保の算出にあたっての減算項目である公益事業を実施するために有している基金(以下「公益事業基金」という。)については、運用指針において「事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないもの」とされている。これを踏まえ、新たに公益事業基金を造成する場合には、平成22年3月末までに定款その他内部規定において、「事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができない」旨規定するよう指導すること(法人において既に造成している公益事業基金についても、同様の措置を講じること)。なお、当該規定を設けていない公益事業基金については、今後、内部留保額の減算項目として認めないこととする。

### (冗費の解消について)

5 特例民法法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする非営利の法人であるという性格上、高額な交際費や高額な事務所の賃貸の経費などに支出を充てることは好まし

くないことから、定期の立入検査時にこれらのチェックを行い、特に、総支出額に占める管理費の割合が2分の1超となっている法人に対しては、その解消を指導すること。

(参 考)

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日 閣議決定)(抄)

## 5 財務及び会計

(7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」

(平成8年12月19日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)(抄)

## 5 (7)

(運用指針)

(2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目途とすべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資金運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望ましい。